

令和3年度介護等体験資料(学生配付用)

R3.2.15

事項	内容
介護等体験とは	<p>○ 介護等体験とは、小学校及び中学校(本学では中学校のみ)の教員免許状取得に必要な特別支援学校及び社会福祉施設(*)等での体験活動のことです。(高等学校の教員免許状取得には必要ありません。)</p> <p>義務教育に従事する者が、障害者や高齢者に対する介護や交流をとおして、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する知識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期することを目的としています。</p> <p>○中学校の教員免許状の授与申請を県教育委員会に対して行う際に、介護等体験を行った証明書を添付することが平成10年4月以降の入学者から義務づけられています。</p> <p>(*)社会福祉施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)保護施設(救護施設) 2)児童福祉施設(乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・知的障害児(通園)施設・盲児施設・ろうあ児施設・難聴児通園施設・肢体不自由児(通園)施設・重症心身障害児施設・児童自立支援施設) 3)老人福祉施設(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・デイサービスセンター) 4)身体障害者更正援護施設 5)知的障害者施設 6)社会福祉事業法による施設(授産施設)
介護等体験の内容	<p>介護等体験は社会福祉施設で連続5日間、特別支援学校で連続2日間の計7日間です。</p> <p>具体的な体験内容については、受入施設や介護等体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されます。</p> <p>[介護等体験の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験 ・障害者、高齢者等の話し相手、散歩の付き添いなどの交流等の体験 ・掃除や洗濯といった受入施設の職員に必要とされる業務の補助など <p>具体的な内容については、受け入れ施設によって異なります。</p>
申込時期	<p>介護等体験の対象学年は、本学の場合、原則として学部の3年次及び大学院生としています。</p> <p>申込期日については、例年、学内の締切が3月頃に設定されています。</p> <p>申込み方法は学部によって異なりますので、詳細については所属学部の学生(教務)担当係の掲示板等で確認してください。</p> <p>※ただし、文系学部(学府)の学生については、人文社会科学系事務部教務課(教育学部担当)が一括して申込みの受付を行います。申込み手続等の掲示は、教育学部HP及び学生ポータルで周知します。</p>
実施時期	<p>社会福祉施設での介護等体験の実施時期は、6月から翌年3月のうち連続する5日間です。</p> <p>実施月と実施地区を希望することができます。</p> <p>学部4年、修士2年で、教員免許の一括申請をする方や卒業後すぐに教員として働くことになっている方は、3月中までに免許申請をする必要がありますが、その際、介護等体験の証明書が必要となります。1~3月に介護等体験を希望していると証明書の発行が間に合わない場合がありますので、できれば12月までに介護等体験に行くようにしてください。</p> <p>特別支援学校での介護等体験は2日間実施されますが、県の教育庁が体験学校の割振りを行いますので、時期・場所を希望することはできません。</p> <p>施設・日程が決まったら掲示等でお知らせしますので、社会福祉施設の日程と重ならないように注意して、申し込んでください。</p> <p>文系地区以外の学生については、所属学部の掲示板で手続きについて確認し、所属学部の指示に従ってください。</p>

事項	内容
実施場所(県外)	<p>介護等体験の実施場所についてですが、福岡県内の大学に在籍する学生は福岡県内の施設で介護等体験を行うことが原則となっています。夏休み期間中に実家に帰省していて、どうしても実家のある他県で実習を行いたい場合、またやむを得ない事由により福岡県外での実施を希望する場合は、所属学部の担当係に問い合わせてください。学生係から県の教育庁や社会福祉協議会に手続きについて問い合わせます。県によって手続きが異なる場合がありますので、考えている人はすぐに学生係に相談してください。</p> <p>ただし、他県の大学に在籍する学生を受け入れない県もありますので、希望通りにいかない場合もあります。</p>
介護等体験を要しない者	<p>介護等体験を要しない者について、看護師、社会福祉士などの介護等体験に関する専門的知識、技術を有すると認められる方や、身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な方については、介護等の体験を要しないこととされています。該当する方は所属学部の学生担当係に確認してください。</p>
経費	<p>〔介護等体験の体験経費〕</p> <p>社会福祉施設では、1日1500円で5日間で7500円が必要です。申込みの際に必要なので、お釣りのないように準備して所属学部で申請してください。</p> <p>これ以外に施設内での食事代等は個人負担となります。特別支援学校での介護等体験は実費のみ必要です。</p>
保険加入の義務	<p>介護等体験に係わる万一の事故に対応した保険に加入しなければなりません。</p> <p>社会福祉施設、特別支援学校では、高齢者、身体障害者、知的障害者の方がいらっしゃる施設に行くこととなりますので、普段の何気ないことでも事故につながる場合があります。みなさんが事故を起こしてしまった際、物を壊してしまった場合、また事故に遭った場合に必要となりますので、必ず加入してください。</p> <p>九州大学では「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」と「学研災付帯賠償責任保険(学研賠)」という保険があります。すでに加入している方もいらっしゃると思いますが、まだ加入していない場合は、必ず両方の保険に加入してください。</p> <p>保険料、加入手続き、担当窓口は下記のとおりです。</p> <p>【保険料】</p> <p>〔学研災〕1年間：1,000円、2年間：1,750円</p> <p>〔学研賠〕1年間：340円、2年間：680円</p> <p>※保険期間は、加入時から最短卒業年次までの期間となります。</p> <p>【加入手続き】</p> <p>担当窓口にて現金で保険料を支払い、「加入者のしおり」を受け取ってください。</p> <p>【担当窓口】</p> <p>〔九州大学生生活協同組合(電話 0120-21-7131)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターゾーン：伊都皎皎舎店 ・ウエストゾーン：ウエスト5号館店または伊都コンビニ店 ・イーストゾーン：イースト1号館店 <p>※学研災・学研賠と同等の保険に入っていれば、大学の保険でなくても構いませんので、各自確認してください。</p>
事前指導	<p>九州大学では介護等体験に行く学生に対して事前指導を行います。実施時期は5月の中旬から下旬頃を予定しています。</p> <p>介護等体験で実際どのようなことをするのかDVDを見て、介護等体験を受ける際の心構えなどの指導を行います。</p> <p>日程・実施方法が決定したら掲示等により通知しますので、所属学部の掲示板で確認してください。</p> <p>5時限の時間帯に行います。</p> <p>事前指導に出席しない場合、介護等体験の実習を認めない場合がありますので、注意してください。</p> <p>その時間に授業を受けている学生も、事前指導を優先させてください。</p>

事項	内容
証明書	<p>介護等体験終了後に受入施設から「証明書」が発行されます。 証明書は受け入れ施設から大学宛に送られることになっていますが、直接学生に渡される施設があります。 その場合は、必ず所属する教務担当係に原本を提出してください。コピーをとって原本をお返しします。</p> <p>証明書用紙に事前に本籍・氏名・生年月日を記載することになっていますが、証明書発行後に本籍地が間違っていることが判明することがありますので、本籍地は事前に確認しておいてください。 証明書は再発行されませんので、保管に充分注意してください。</p>
健康診断書	<p>介護等体験に行く際は、健康診断書を提出する必要があります。 本学で実施される定期健康診断を必ず受診してください。</p>
麻疹の抗体検査 細菌検査	<p>また、受け入れ施設によっては、麻疹（はしか）の抗体ができていることが確認できる証明書を求められることがあります。 抗体検査をして、麻疹（はしか）の抗体ができていることを確認してもいいですし、予防接種を受けてもいいです。 予防接種は、料金が1万円くらいと結構高いですが、抗体検査は数千円で済むようです。</p> <p>3年以内に予防接種を受けた場合は、有効です。 介護等体験に行くのは令和3年度ですので、3年前の平成30年度以降に予防接種を受けていれば大丈夫です。 その場合は、麻疹（はしか）の予防接種を受けたことの証明書を提出してください。 母子手帳に予防接種をしたことが記載されていることがありますので、その場合はそのコピーで代用できます。はしかの予防接種はMRワクチンと書いてあります。各自で予防接種を受けているかどうか確認しておいてください。</p> <p>受入施設によって求められる証明書が異なりますので、施設が決まってから受けても結構です。</p> <p>その他、O-157やサルモネラ菌の細菌検査が求められる施設もあります。その場合は、実習前までに結果が出るよう、保健福祉センターや病院等で検査を受けてください。 検査が必要かどうかは、施設が決まった際にお知らせしますが、細菌検査を実習前ギリギリに受けて、実習開始日までに結果が間に合わない場合は、実習期間を変更することになります。 医療機関で検査結果が出るまでの期間を聞いて、なるべく早めに検査を受けるようにしてください。</p>
学生への通知	<p>介護等体験に関する連絡事項は所属学部の掲示板でお知らせします。 文系学部(学府)の学生については、イーストゾーン教職関係掲示板、教育学部HP、学生ポータル等でお知らせします。 必ず定期的に教職関係の掲示板を確認し、手続洩れがないように気をつけてください。</p>
公欠	<p>オリエンテーション日を含む介護等体験の実施日は授業を欠席することになりますが、「教職科目」の授業については、公欠扱いとします。</p>
心構え・マナー	<p>社会福祉施設の5日間、特別支援学校の2日間のほかに「事前オリエンテーション」を実施する施設もあります。</p> <p>体調不良等により、やむを得ず介護等体験を欠席することになった場合は、必ず事前に施設及び大学に連絡してください。 寝坊による遅刻や無断欠席は絶対に許されません。 服装、身だしなみ、髪の色、格好などにも気を配ってください。</p> <p>施設の方々に迷惑をかけると、介護等体験を中断されたり、今後の受入を断られる場合があります。そうすると、来年度以降に介護等体験に行く後輩の方々にも影響することになりますので、各自責任ある行動を心がけてください。</p>
介護等体験の辞退	<p>申込み後の辞退や、日程決定後の日程変更などは、施設に多大な迷惑をかけることになりますので、そういうことにならないよう注意してください。 やむを得ない事情で辞退や日程変更をするようになった場合は、すぐに所属学部の担当係に連絡してください。</p>
最後に	<p>事前指導でもお話ししますが、介護等体験に行った際には、施設側の指示や注意を守り、社会福祉施設の利用者の皆さんや特別支援学校の児童の皆さんに迷惑をかけることのないように十分注意してください。 実習先の福祉施設や特別支援学校のご好意で、実習させてもらっているということを忘れないでください。 介護等体験は、5日間と2日間という短い期間ですが、福祉の現場で社会経験ができる貴重な時間です。 みなさんが実りある体験をされることを願っています。</p>